特定口座開設届出書

			-				-							

兼　特定管理口座開設届出書　兼　特定口座異動届出書
兼　特定口座源泉徴収選択届出書　兼 特定口座源泉徴収廃止届出書
兼　源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書

Jトラストグローバル証券株式会社　御中

消えるボールペンは使用しないでください。

※太枠内に口座名義人ご本人様がご記入ください。

お申込日	年　　月　　日

ふりがな		生年月日
ご氏名		年　　月　　日
ご住所	〒　　－	

※下記のいずれかをご選択の上ご記入ください。

☐ **特定口座を新規に開設**
特定口座に開設する勘定
特定保管勘定　特定管理口座

☐ **源泉徴収区分のみを変更**

希望される源泉徴収区分　※以下のいずれかをご選択ください。

☐ **源泉徴収を選択する**
（原則、ご自身での確定申告が不要となります。）
特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収されます。また上場株式等の配当等の受取方法が株式数比例配分方式の場合、上場株式等の譲渡損失と配当等が損益通算されます。

☐ **源泉徴収を選択しない**
（原則ご自身での確定申告が必要となります。）
特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収されません。

※ 特定口座を新規開設する場合でご指定がない場合は「源泉徴収を選択する」を選択したものとさせていただきます。
※ 開設済の特定口座についても、源泉徴収区分を変更することができます。ただし、「源泉徴収なし」から「源泉徴収あり」への変更は、その年の最初の売却・解約・償還までに行う必要があります、「源泉徴収あり」から「源泉徴収なし」への変更は、その年の最初の売却・解約・償還または配当所得の発生まで行う必要があります。年内での変更が行えない場合には、翌年からの適用とさせていただきます。

特定口座を新規に開設する場合は、以下の本人確認書類のうち　1通　をご提出ください。

お客様が弊社に個人番号を届出いただいてない場合、別途個人番号確認書類一式も必要になります。

- 運転免許証
- 個人番号カード
- 印鑑証明書
- 在留カード
- 各種健康保険証
- 住民票の写し
- パスポート
- 特別永住者証明書　等

租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項及び同法第37条の10の2第1項又は第2項の規定の適用を受けるため又は特定口座に係る貴社への届出事項を変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第6項及び同令第25条の8の2第8項又は第25条の10の4第1項の規定により、この旨届け出ます。
租税特別措置法第37条の11の4第1項、地方税法第71条の51の規定の適用を受けるため（又は適用廃止するため）この旨届け出ます。また、貴社が支払をする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座が設けられた特定上場株式配当等勘定への受け入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同法第2項の規定に基づきこの旨届け出ます。

特定口座及び特定管理口座を開設する（又は開設している）営業所等 特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収区分選択口座が開設されている営業所	所在地	
	名称	Jトラストグローバル証券株式会社

＜社用欄＞

処理印　受付印

MRF残高確認
☐ 残高あり　☐ 残高なし

本人確認書類
☐運転免許証　☐個人カード ☐パスポート　☐保険証　☐住民票 ☐在留カード又特別永住者証明書 ☐印鑑証明書 ☐その他（　　）

本確書類　受付日　／　確認時間	確認者
確認方法	
店頭　／　客先　／　郵送	

確認者	登録者	内部管理責任者	営業責任者	営業担当者